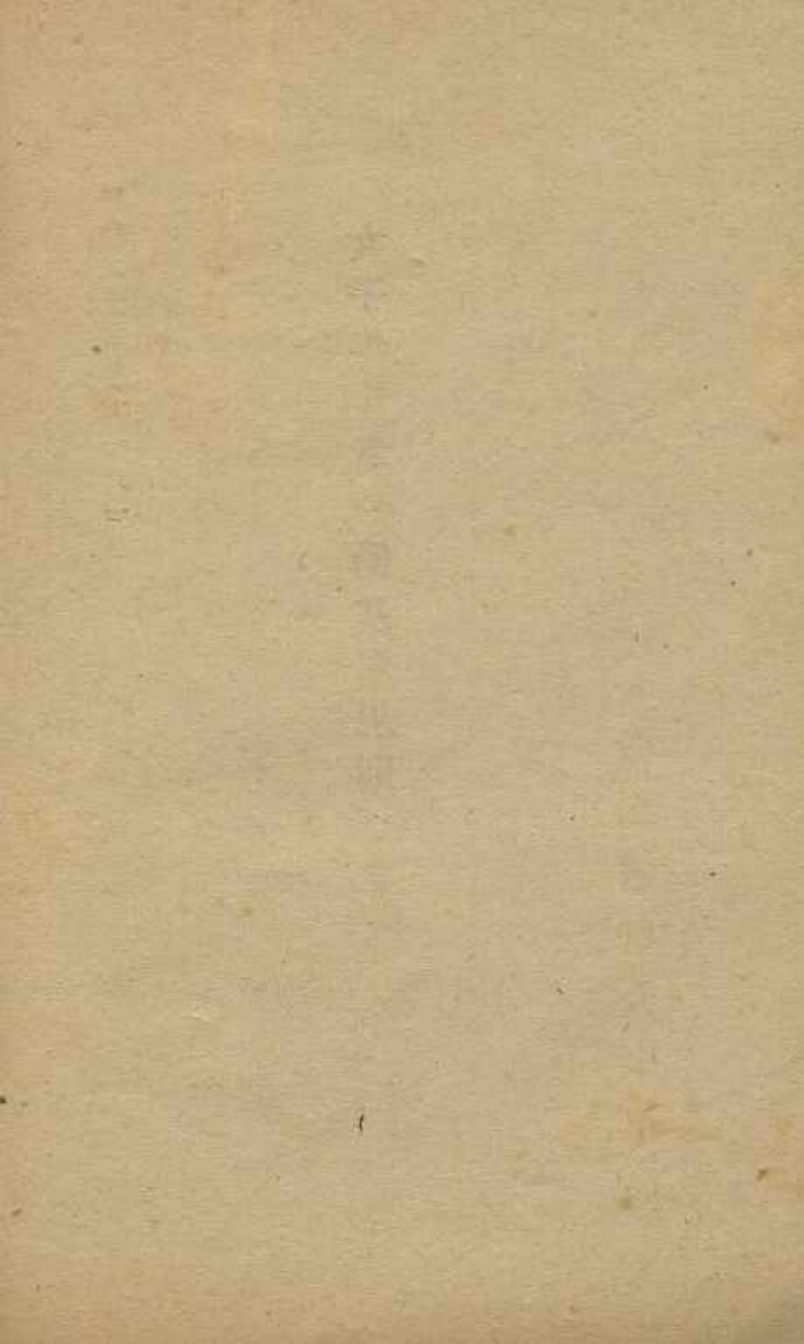


83-5 No. 1
昭和二十二年十一月一日

女子年少者労働基準規則
(労働省令第八号)

労働省婦人少年局



労働省令第8号

女子年少者労働基準規則を、次のやうに定める。

昭和二十一年十月三十一日

女子年少者労働基準規則

労働大臣 米 塚 満 亮

第一條 法第五十六條第一項但書の規定による義務教育の課程は、学校教育法第九十六條の規定による課程とする。但し、昭和二十一年度以前の国民学校修了者にあつては、国民学校令による国民学校初等科の課程及びこれと同等以上と認められる課程とする。

第二條 満十八才に満たない者を使用する使用者は、法第五十七條第一項の規定により、その年令を証明する戸籍証明書、その者が提供を受けて事業場に備え付けなければならない。

前項の証明書は、使用者が満十八才に満たない者の使用をやめるに至つた場合は遅滞なく、これをその者に返還しなければならない。

第三條 満十五才に満たない児童が就業しようとする者、満十四才以上で義務教育の課程を終了した者を除くのは、法第五十六條第二項の規定により、労働基準監督署から様式第一号の就業許可申請書用紙の交付を受け、就業事項を記載の上、学校長及び親権者又は後見人の署名を受け、使用者たるべき者と連名で、その年令を証明する戸籍証明書を添えて、親権者又は後見人の立書のもとに、これをその住居所を管轄する労働基準監督署

長に提出しなければならない。

前項の就業許可申請書の作成にあつては、使用者たるべき者、学校長及び親権者又は後見人は、それぞれ所要の事項を記入しなければならない。

第四條 児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、前條の就業許可申請書について、児童の就業を許可する場合は、様式第三号の使用許可証明書を使用者たるべき者に交付すると共に、児童にその旨を通知し、許可を與えない場合は、就業許可申請書にその事由を記入して、その年令を証明する戸籍証明書を添えて、児童に返還すると共に、その旨を使用者たるべき者に通知しなければならない。

労働基準監督署長は、前項の使用許可証明書に、法第五十六條第二項の規定による許可及び法第五十七條第二項の規定による學校長の証明書を並びに親権者又は後見人の同意書の内容を記載しなければならない。

第五條 第三條及び第四條の規定にかかわらず、児童及び親権者又は後見人が自ら出頭し、たい事情があるときは、児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、臨時使用許可証明書を交付することができる。

前項の規定により臨時使用許可証明書を交付した場合、児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、実情を調査した後、これを第四條第一項の規定による使用許可証明書となすことができる。

第六條 前十五才に満たない児童（前十四才以上で義務教育の課程を修了した者を除く。）を使用する使用者は、前三條の使用許可証明書を事業場に備え付けなければならない。

児童の使用は、使用許可証明書に記載された条件においてのみ有効であり、且つ、児童が二以上の業務に就く場合は、夫々の使用者がこれを備え付けなければならない。

児童の使用許可証明書を備え付ける使用者は、これを法第五十七條第一項の規定による戸籍証明書及び法第五十七條第二項の規定による學校長の証明書及び規程者又は後記入の同意書に代えることができる。

使用者は、児童の使用をやめるに至つた場合においては、使用許可申請書を交付を受けた労働基準監督局長に返附なく返還しなければならない。

第七條 使用許可証明書が汚損又は滅失した場合は、使用者は、遅滞なく、その事由を証明する書類を添えて再交付を申請しなければならない。

第八條 使用許可証明書交付の後、就業許可申請書の記載に虚偽又は不正があることを發見した場合又は児童の就業が児童の健康、教育及び福祉に有害であると認められた場合において、労働基準監督局長は、使用者に対し、児童の使用を一時停止せしめ、事情を聴取した後、許可を取消さなければならない。

第九條 第十五条末兩項十四才以上で義務教育の課程を修了した者を使用する使用者は、その者の年齢を証明する戸籍証明書と共に修了を証明する學校長の証明書又は卒業證書の写を卒業後に備え付けなければならない。使用者は、児童の使用をやめるに至つた場合は、前項の証明書又は写を、遅滞なく、児童に返還しなければならない。

第十條 法第五十八條第二項の規定による行政官廳の契約の解除は、様式第三号により所轄労働基準監督署長がこれを行う。

第十一條 法第六十二條第三項の規定により労働をさせる使用者は、様式第四号により所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。

第十二條 法第六十三條第一項に規定する重量物を取り扱う業務は次に掲げるものとする。但し、満十八才以上の女子については、様式第五号により、断続作業については四十キログラム、継続作業については三十キログラムを超えない範囲において労働基準局長の定める標準に基づいて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、この限りでない。

區	分				新	機	作	業	備	機	作	業
	男	女	男	女								
満十六才未満	男	女	男	女	十二才	十才	十才	十才	八才	十才	十才	十才
満十六才以上	男	女	男	女	十五才	二十才	二十才	二十才	十五才	二十才	二十才	二十才
満十八才未満	男	女	男	女	三十才	三十才	三十才	三十才	二十才	三十才	三十才	三十才
満十八才以上	男	女	男	女	三十五才	三十五才	三十五才	三十五才	二十才	三十五才	三十五才	三十五才

第十二條 前十八才に満たない者を就かせてはならない業務の範圍は、次に掲げるものとする。

- 一 汽船のふん火その他取扱の業務
- 二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 汽罐の掘付工事の作業主任者の業務
- 四 起重機運轉の業務
- 五 アセチレン溶接装置の作業主任者の業務
- 六 映画機による上映操作の業務
- 七 火元責任者の業務
- 八 圧縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者の業務
- 九 危険物の取扱主任者の業務
- 十 巻上能力二トン以上のガイダリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータの組立、移動若しくは解体の作業主任者の業務
- 十一 溶融鉛、金屑溶解炉又は電氣炉の作業主任者の業務
- 十二 金屑の熱間圧延の作業主任者の業務
- 十三 三十馬力以上の原動機による制限圧力二キログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の作業主任

者の業務

十四 船艙室の作業主任者の業務

十五 積載能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さ十五メートル以上のコンクリート

用エレベーター運轉の業務

十六 動力による軌條運搬機、同並に兼合自動車及び積載能力二トン以上の貨物自動車の運轉の業務

十七 動力による電上機、電氣のイースト及びニヤードイーストを除く、運搬機又は運搬運轉の業務

十八 高圧、特高電圧を含む電路及びこれに属する電氣機械及び器具の取扱の業務

十九 運轉中の原動機及び原動機から中間軸までの動力傳導装置の故障、注油、検査、修繕又は調整の業務

業務

二十 天井走行搬送機の玉掛け又は合間の業務

二十一 消費量が毎時百ガロン以上の液体燃焼器の点火の業務

二十二 動力による土木建築用機械又は船舶用救急機械の運轉の業務

二十三 ガム、エポナイト等粘性質のロール練の業務

二十四 直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤、横びき用のものを除く、又は動輪が直径七十五センチメ

ートル以上の帶のこ盤における木材の送給の業務

二十五 動力によつて運轉する圧機の金型若しくは切斷機の刃部の調整又は掃除の業務

二十六 操車場橋内に於ける軌道車輛の入換、連結又は解放の業務

二十七 軌道内であつて、ずい道の内径見通距離四百メートル以内又は車輛の通行頻繁な場所における單独の業務

業務

二十八 蒸氣又は圧縮空氣による圧機又は鍛造機械を用いる金屬加工の業務

二十九 動力による打抜機、切斷機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の鋼板加工の業務

三十 バイレン機を用いる鑄物の鑄造の業務

三十一 木工用かなた機、單軸面取機を用いる業務

三十二 岩石鑛物の破砕機に材料を供給する業務

三十三 火藥、爆藥、火工品、増索酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族ニトロ化合物、

硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆発性の物を取扱う作業で爆発の危険のある業務

三十四 ガリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイド、生石灰、黄りん、赤りん、硝化りん若しくは

これに準ずる強火性の物の製造又はこれ等を取扱う作業で発火の危険のある業務

三十五 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、ごく酸エチル、ごく酸アミル、ベンゼン、トルエン、

エソ、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務

三十六 圧縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務

三十七 水銀、砒素、黄りん、亜砒素、硫酸、亜硫酸、硝酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱ふ業務

三十八 鉛、水銀、ケロリン、砒素、黄りん、亞砒素、硫酸、硝酸、苛性アルカリその他これに準ずる有害なもののガス、蒸気若しくは粉じんを飛散する場所における業務

三十九 土砂の崩壊の危険がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務

四十 高さ五メートル以上の品足漏洩若しくは碎はりの上又はこれに準ずる高所における業務

四十一 丸太足場の組立又は解体の業務但し、地上における補助作業を除く。

四十二 直径二十五センチメートル以上の伐木の業務

四十三 木屑、修材又は管流等による木材搬出の業務

四十四 土石、獸毛等じんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

四十五 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務

四十六 多量の高熱物体を取扱ふ業務及び著しく暑熱な場所における業務

四十七 多量の低温物体を取扱ふ業務及び著しく寒冷な場所における業務

四十八 風雪又は下における業務

四十九 さく岩機、低打機等の使用によつて身體に激しい振動を與ふる業務

五十 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

五十一 積厚体によつて汚染のおそれ著しい業務但し、保健監督機關船塢監督令により免許を受けた者及び養成中の者を除く。

五十二 酒類醸造の業務

五十三 燐刈、清掃又は掃殺の業務

五十四 監獄又は拘禁病院における業務

五十五 酒席に侍する業務

五十六 特殊の遊興的接客業における業務但し、昭和二十四年三月末日までは満十六才以上の者を除く。

五十七 前記各号の外申入労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務

第十四條 満十八才以上の女子が就かなくてはならない業務の範圍は、前條各号の中次に掲げるものとす。

一 第一号及び第二号

二 第四号但し、若し能力五十センチ未満のものを除く。

三 第十号乃至第十二号

四 第十五号

五 第十八号乃至第二十号

六 第二十二号

七 第二十四号

八 第二十八号

九 第二十八号乃至第三十二号

十 第三十八号乃至第四十三号

十一 第四十六号乃至第四十九号

第十五節 法律五十六條第二項の規定による兒童の使用許可は、第十三條に掲げる業務の外、次に掲げる業務に

ついては與えないものとする。

一 公衆の娛樂を目的として曲馬又は輕わざを行う業務

二 戸々について又は道路その他これに準ずる場所、歌謡遊藝その他の演藝を行う業務

三 旅館、料亭、飲食店又は娯樂場における業務

四 エレベーター運轉の業務

五 労働基準監督署員が兒童の生命、健康若しくは福祉に危険若しくは有害であると認めた業務

六 その他労働大臣の指定する業務

第十六條 法第六十七條の規定による生埋に有する業務の範囲は、次に掲げるものとする。

一 大部分の労働時間が立業又は下駄作業に占められる業務

二 著しく精神的・神祕的緊張を必要とする業務

三 任意に中断できない業務

四 運搬、索引、持上げその他相并の筋肉的労働を必要とする業務

五 身體の動搖、振動及び衝撃を伴う業務

六 その他中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する業務

使用者が次に掲げる措置を講じた場合には前項の規定はこれを適用しない。

一 第一号乃至第三号の業務について、使用者が生埋日の労働者に対し特別の休憩時間及び休憩のための施設その他の必要な施設を講じた場合

二 第四号及び第五号の業務について、その作業が断続的であるか、又は極めて部分的である業務であるとき使用者が生埋日の労働者とその作業に就かせないように必要な措置を講じた場合

三 各号の業務を通じて、使用者が労働者の生埋日において各号以外の業務に就かせる措置を講じた場合

前二項の規定にかかわらず、生埋日の就業が著しく困難な女子が生埋休暇を請求したときは、使用者は、その者を就業させてはならない。

第十七條、使用者は法第六十八條但書の規定による事由の認定については、様式第六号によつて、所轄労働基準監督署長から、これを受けなければならぬ。但し、労働基準法施行規則第七條の規定による認定を受けた者については、この限りでない。

第十八條、法第六條の二第三項の規定により婦人少年局長及びその指定する所屬の官吏を婦人少年局調査員といふ。

婦人少年局調査員の携帯すべき証票は、様式第七号による。

第十九條、使用者は、女子保護室施設等に関する事項について、毎年一回様式第八号によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

附 則

第二十條、この命令は、昭和二十二年十一月二日からこれを施行する。但し、第九條の規定は、昭和二十二年四月末日まで、これを適用しない。

様式第一号(表)

昭和 年 月 日許可

就業許可申請書

児童 記載欄	性別	氏名	生年月日	児童の住所	身長	体重	通学小学校名
使用者 記載欄	事業の 種類	事業の名称	事業の 所在地	労働時間	使用の期間(休暇時なるか否か)		
児童の職種	賃						
校長 記載欄	意見	証明年月日	修学時間	学校所在地	学校長氏名印		
監督者 記載欄	同意の有無	同意年月日	就任職業	住	所	氏名	印
昭和 年 月 日	労働基準監督署長殿	使用者 児童					

注意事項 一、裏面の就業許可をよく参照すること。二、児童の職種は具体的に詳しく記入すること。三、請負制その他により賃金を支払う場合はその計算方法を記入すること。四、児童の氏名は監督署に出頭の際自署すること。五、労働時間は一週につき何時間の日か何日と詳細に記入すること。六、修学時間は何時間授業が何日と詳細に記入すること。但し、学校修業者にあつては修学の年月日を記入すること。七、意見の欄には生徒の健康上の特性について就業上特に留意すべき事項がまればその旨をも附記すること。

労働基準法第五十六條 満十五才に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四歳以上の児童で、命令で定める義務教育の課程、又はこれと同等以上と認める課程を修了した者についてはこの限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六号乃至第十七号の事業に係る職業で、児童の健康及び脳髓に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二才以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。但し、映画の製作又は印刷の事業については、満十二才に満たない児童についても同様である。

労働基準法第五十七條 使用者は、満十八才に満たない者について、その命令を証明する戸籍証明書が事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前條第二項の規定によつて使用する児童については、修学に支えないことを証明する学校長の証明書、及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

労働基準法第六十條第二項 第五十六條第二項の規定によつて使用する児童については、第三十二條第一項の労働時間は、修学時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

女子年少者労働基準規則第三條 満十五才に満たない児童で就業しようとする者（満十四才以上で義務教育の課程を終了した者を除く）は、法第五十六條第二項の規定により労働基準監督署から様式第一号の就業許可申請書用紙の交付を受け、必要事項を記載の上、学校長及び親権者又は後見人の署名を受け使用せらるべき者と連名で、その命令を証明する戸籍証明書を添えて、親権者又は後見人の立会のもとに、これをその住所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の就業許可申請書の作成にあつては、使用者たるべき者、学校長及び親権者又は後見人は、それぞれ所要の事項を記入しなければならない。

女子年少者労働基準規則第八條 使用許可証明書交付の供、就業許可申請書の記載に虚偽又は不真があることを発見した場合又は児童の就業が児童の健康、教育及び福祉に有害であると認められた場合において、労働基準監督署長は、使用者に對し、児童の使用を一時停止せしめ、事情を聴取した後、許可を取消さなければならない。

女子年少者労働基準規則第八條 使用許可証明書交付の供、就業許可申請書の記載に虚偽又は不真があることを発見した場合又は児童の就業が児童の健康、教育及び福祉に有害であると認められた場合において、労働基準監督署長は、使用者に對し、児童の使用を一時停止せしめ、事情を聴取した後、許可を取消さなければならない。

様式第二号（表）

使用許可証明書									
児童	性別	氏名	生年月日	児童の住所	身長	体重	通学（卒業）校名	児童	
使用者及び労働条件	事業の種類	事業の名称	事業の所在地	使用期間（通学時期か否か）	使用者氏名				
	児童の職種	賃金	労働時間						
学校長	修業時間	学校の所在地	学校名及び校長名						
親権者	児童の姓	住所	氏名						
右の条件による児童の使用を許可する。 昭和 年 月 日 児童の署名は使用後返却なく記入すること。 労働基準監督署長 署名 児童の署名欄									

女子年少者労働基準規則第八條 使用許可証明書交付の後、就業許可申請書の記載に虚偽又は不正があることを発見した場合又は児童の就業が児童の健康、教育及び福祉に有害であると認められた場合において、労働基準監督署長は、使用者に対し児童の使用を一時停止せしめ、事情を聴取した後、許可を取り消さなければならぬ。

様式第三号

労働契約解除書

契約の内容	使用者氏名	事業の種類	事業の名称	事業の所在地
	労働者氏名	生年月日	業種	経歴
				現住
				所

右の労働契約は、次に掲げる理由により、労働基準法第五十八條第二項の規定に基づいて、これを解除する。

理由

年月日

労働基準監督署長 押

記載心得

一、事項の種類は、工業にあつては工業分類（中分類）により、その他の産業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第四号

交替制による深夜時間延長許可申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
交替制の概要	業務の種類	交替の種類及週期
労働者概数	各交替社員数	交替制実施の労働者数
休 憩 休 日	休 憩 日	交替制を必要とする理由
		男女
		同上十八才以上
		十八才未満
		各組の連続作業時間
		延長時間数

労働基準監督官長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては工業分類（中分類）により、その他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、交替の種類及び週期には、交替組の数及び一回轉に要する日数を記入すること。
- 三、各組の連続作業時間は、各組の労働時間の間隔を記入すること。

使用者 職 氏 名 印

様式第五号

女子重労働取扱除外申請書

事業の種別	事業の名称	事業の所在地		
女子労働者数	要務の種類	取扱物の重量 最高平均		
		継続作業、断続作業の別		

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者 植 氏

名 ①

記載心得

一、事業の種類は、工業にあつては工業分類（中分類）により、その他の事業にあつてはなるべし詳細に事業の内容を記入すること。

二、事業の種類は、取扱物の種類及び作業の内容を詳細に記入すること。

様式第六号

年少者 解雇事由認定申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
労働者	氏名	性別
解雇事由の事実及び労働者の責と認める事由	生年月日	雇入の年月日

年 月 日

使用者 職 氏

名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

一、事業の種類は、工業にあつては工業分類（中分類）により、その他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第七号（表）

婦人少年局調査員証票

第

号

昭和

年

月

日交付

官

職

氏

名

労働省婦人少年局印

労働

部

費

（縦十センチメートル
横八センチメートル）

様式第七号（表）

労働基準法第百條の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指図監督を受けて、この法律中、女子及び少年者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に關する事項を掌り、その施行に關する事項については、労働基準局長及びその下級の官廳の長に報告を行うとともに、労働基準局長がその下級の官廳に對して行う指揮監督について援助を與える。

婦人少年局長は自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に關し労働基準局長若しくはその下級の官廳又はその所屬官吏の行つた監督その他に關する文書を閲覧し又は調査せしめることができる。

第百一條第一項及び第四項並びに第百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所屬官吏がこの法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行う調査の場合にこれを準用する。

労働基準法第百一條 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附屬建築物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に對して尋問を行うことができる。

第二項、第三項（省略）

前三項の場合において、労働基準監督官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

労働基準法第百二十條 左の各款の一に該当する者は、五千圓以下の罰金に處する。

第一号、第二号、第三号（省略）

第四 第百一條（第百條の二）第三項において準用する場合を含むこの規定による労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所屬官吏の臨検、検診若しくは救済を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

五 第百十條の規定による行政官廳又は労働基準監督官の要求があつた場合において、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

女子年少者労働基準規則第十八條 法第百條の二第三項の規定により婦人少年局長及びその指定する所屬の官吏を婦人少年局調査員という。

婦人少年局調査員の携帯すべき証票は、様式第七号による。

事業の種類	事業の名称		事業の所在地	
	事業	名称	事業	所在地
女子労働者数	満十八歳以上 満十八歳以下		有名 無名	有業者数
生理休暇	請求回数	総日数	有給無給の區別	
産前休暇	請求人員数	総日数	転入 転出 転換の概要	
産後休暇	請求人員数	総日数	男 常 産 の 作 数	
育児時間	請求人員数	育児時間	育児時間の概要	

年月日

使用者 氏名

名称

労働基準監督署長殿

総務心得 一、事業の種類は、工業に属するものは工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。二、この報告は、一月一日から十二月三十一日までの分について作成し、翌年一月末日までに提出すること。



